

国際課税委員会（第16回）の概要

平成20年3月18日、経団連会館にて、第16回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「海外のプライベート・エクイティ・ファンドのPEを巡る税制」と題して、ユナイテッド・パートナーズ会計事務所の西村善朗氏から講演をいただき、その後議論を行いました。

西村氏の話の概要は以下のとおりです。（詳細な資料が添付されているので、議論の概要のみ記す）

【講演概要】

- ◆ 平成14年4月24日付日本証券投資顧問業界からの国税庁照会文書「わが国の投資顧問業者を利用した非居住者及び外国法人の本邦内の有価証券投資に係る現行の所得税法、法人税法及び租税条約の取扱いについて」が、平成17年度、平成20年度の組合関連税制改正によりどのような影響を受けているか、が本議題の出発点である。
- ◆ クロスボーダーの集团的投資ストラクチャーのPE課税の問題については、平成17年度改正以前には、外国法人の事業所得として代理人PEに帰属するものは源泉地である日本で総合課税されていた(この場合、投資運用業者が代理人PE)。
- ◆ 海外投資促進の目的で、次のいずれか満たす場合には、外国法人は、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するものを除いて、日本では課税されなかった。
 - 外国法人の投資に関して事業性が認められない場合
 - 投資運用会社の契約締結権限に常習性がない場合（代理人PEに該当しない場合）
 - 投資運用会社が条約上の独立代理人に該当する場合
- ◆ 平成17年度改正により、外国法人が、国内で行う組合契約事業に関連して生じる一切の利益は「事業から生じる利益」とされ、また、組合契約事業は全組合員の共同事業であるから、PE判定にあたっては各組合員がそれぞれ国内における組合契約を直接行っているものとして判定することになった。
- ◆ この結果、外国法人である外国組合員が日本に存在する任意組合、投資組合等を経由して日本株に投資をする場合には、仮に、単発的に外国法人が当該組合経由で日本株投資を行っていたとしても、常に、日本国内で組合PE（1号PE）を有していると擬制されることとなった。
- ◆ つまり、平成17年度改正により、外国法人が獲得する所得の種類が事業性所得に統一されたのであり、組合PE（1号PE）に帰属するものは源泉地である日本で総合課税される(この場合、投資運用業者の日本の事業拠点が組合PE 1号PE)。
 - 理由：「任意組合等を成立させる契約である場合、租税条約の事業所得条項に規定する

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。